

令和2年度実施結果 一般職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)

1. 申込者数等

勤務地	申込者数	第1次試験		第2次試験	最終合格者数	倍率
		有効受験者数	合格者数	有効受験者数		
札幌高等裁判所の管轄区域	435 (147)	51 (19)	42 (16)	46 (16)	18 (7)	2.8
仙台高等裁判所の管轄区域	767 (356)	99 (58)	74 (43)	65 (38)	41 (27)	2.4
東京高等裁判所の管轄区域	4,870 (2,267)	1,010 (565)	794 (442)	740 (405)	514 (321)	2.0
名古屋高等裁判所の管轄区域	1,460 (678)	197 (115)	165 (91)	142 (79)	88 (58)	2.2
大阪高等裁判所の管轄区域	2,007 (930)	358 (216)	283 (171)	276 (167)	171 (127)	2.1
広島高等裁判所の管轄区域	752 (354)	90 (51)	60 (33)	57 (25)	38 (19)	2.4
高松高等裁判所の管轄区域	593 (309)	70 (43)	48 (28)	37 (21)	15 (9)	4.7
福岡高等裁判所の管轄区域	1900 (952)	260 (145)	172 (97)	156 (80)	85 (51)	3.1
合計	12,784 (5,993)	2,135 (1,212)	1,638 (921)	1,519 (831)	970 (619)	2.2

- ※ 総合職試験(裁判所事務官)特例希望者を含みます。
- ※ 倍率は、第1次試験有効受験者数÷最終合格者数です。
- ※ ()内の数字は女性の人数(内数)です。

2. 第1次試験(多肢選択式)の平均点等

試験種目	満点	下限の得点	平均点	標準偏差
基礎能力試験	40	15	21.52 (23.47)	5.57 (4.35)
専門試験	30	12	18.50 (20.52)	5.26 (4.11)

※ 括弧内は、総合職試験(裁判所事務官)の第2次試験の不合格者又は第3次試験の有効受験者(いずれも特例希望者に限る。)を含む第2次試験有効受験者の平均点及び標準偏差です(最終合否判定に使用)。

※ 下限の得点とは、筆記試験の各種目ごとに個別に定めた最低限必要な素点のことです。
 下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。